「明石市公衆浴場法施行条例」の改正案への意見募集結果について

2023年(令和５年)10月１日(日)から10月31日(火)までに行った意見募集について、１件(１名)のご意見の提出をいただきました。

寄せられたご意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

№.	意見の概要	市の考え方
1	ただ年齢を引き下げるだけの改正に反対です。 小学校低学年の児童が「自分の身の安全を守りながら」正しい方法で入浴することは簡単ではないと思います。物理的な安全面だけでなく、性的な意味で自身を守る知識も方法も身に着けていません。 改正条例案の概要では年齢引き下げしか触れられておらず、ひとり親や家庭の都合で異性の保護者と子供で利用せざるを得ない場合の対応策が不足しています。 引き下げを行うのであれば、10歳までは混浴可能な時間帯を作ることや家族風呂の設置、水着着用の上での混浴可を義務付けるといった対応策が必要だと思います。	市としては、国の改正趣旨や全国の自治体の動向、また市内の公衆浴場施設の多くが自主的に混浴制限年齢を引き下げている実態を踏まえ、混浴制限年齢を「７歳以上」に引き下げることが適当であると考えます。 なお、混浴制限年齢の引き下げによる市民の方への影響を考慮し、十分な周知期間を設けるとともに、こどもだけの入浴における不安要素については、営業者や利用客など大人による見守り等の協力が不可欠であるため、ご理解いただけるよう周知を図ってまいります。